

# 済生会小田指定短期入所生活介護事業所緑風荘

## 重要事項説明書

当施設は、身体障害者短期入所事業所の指定を受けています。

|             |               |
|-------------|---------------|
| 愛媛県指定事業者番号  | 3813600032号   |
| 指 定 年 月 日   | 平成18年10月1日    |
| サ ー ビ ス 種 類 | 指定身体障害者短期入所事業 |

### 【事業所の目的】

社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部 愛媛県済生会が設置する小田指定短期入所生活介護事業所緑風荘において実施している指定身体障害者短期入所事業は、障害者自立支援法に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスを提供し、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、利用者に居室及び施設設備等を利用していただくものとする。

### 【事業所の名称及び所在地等】

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 名 称     | 済生会小田指定短期入所生活介護事業所緑風荘（済生会小田特別養護老人ホーム緑風荘併設） |
| 所 在 地   | 愛媛県喜多郡内子町小田149番地1                          |
| 電 話 番 号 | 0892（52）3101                               |
| 施 設 長   | 曾 根 岡 伸 也                                  |
| 開設年月日   | 平成15年4月1日                                  |
| 実 施 地 域 | 内子町（旧小田町）                                  |

### 【短期入所の事業の種類】

この事業所は、厚生労働省令第115条第1項に規定する「併設事業所」として、短期入所事業を行うものとする。

## 【主たる対象者】

事業所は、主たる対象者を身体障害者とする。

## 【短期入所の定員】

事業所の短期入所の定員は5名とする。

## 【主な職種の勤務体制】《本体施設の職員が兼務》

〔医師〕 内科（嘱託1名） 毎週金曜日 13：00～16：00 のうちの2時間

精神科（嘱託1名） 隔週金曜日 13：00～14：30

〔介護職員〕 介護福祉士12名、その他の介護員2名（内：非常勤1名）

標準的な時間帯における平均配置人員

早 朝・・・3名 日 中・・・4名 夜 間・・・2名

〔看護職員〕 看護師3名（内非常勤1名）

標準的な時間帯における平均配置人員

日 中・・・2名

〔機能訓練指導員〕 看護師1名

## 【当事業所が提供するサービスと利用料金】

### （1）利用料金が自立支援給付から給付されるサービス【介護給付費】

#### ①食事・栄養管理サービス

○栄養士の立てる献立表により、栄養並びに身体状況及び嗜好に配慮した食事を提供するものとする。

○自立支援のため、食堂での食事を原則とするものとする。

食事時間 朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～

#### ②入浴サービス

○入浴又は清拭を週2回行う。又、身体状況に応じて機械浴槽等を使用して入浴するものとする。

#### ③排泄サービス

○排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行うものとする。

#### ④機能訓練サービス

○機能訓練指導員が、心身等の状況に応じた機能回復訓練を実施するものとする。

⑤送迎サービス

○心身状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる場合は、送迎を行うものとする。

⑥相談・助言・援助等

○生活向上のための相談・助言・その他の援助を行うものとする。

⑦その他自立への支援サービス

○生活のリズムを考え、毎日、朝夕の着替えを行うように援助するものとする。

○清潔で快適な生活が送れるよう、又、適切な整容が行われるよう援助するものとする。

【利用料金】

●福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）

（1日につき）

|    |     |       |
|----|-----|-------|
| 区分 | 1・2 | 509単位 |
| 区分 | 3   | 583単位 |
| 区分 | 4   | 648単位 |
| 区分 | 5   | 784単位 |
| 区分 | 6   | 923単位 |

●福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）

（1日につき）

|    |     |       |
|----|-----|-------|
| 区分 | 1・2 | 173単位 |
| 区分 | 3   | 240単位 |
| 区分 | 4   | 318単位 |
| 区分 | 5   | 527単位 |
| 区分 | 6   | 602単位 |

●短期利用加算

1日 30単位

●栄養士配置加算（Ⅰ）

1日 22単位

●短期送迎加算

186単位

●福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

サービス提供単位数の1,000分の159に相当する単位数

●短期食事提供体制加算

1日 48単位

## （２）総合支援給付の給付対象とならないサービス【特定費用】

|                                        |                              |
|----------------------------------------|------------------------------|
| ○食事の提供に係る食材料費（１日あたり）                   | 朝食：１８０円、昼食：３００円、夕食：３００円      |
| （利用者の希望に基づいて特別な食事（嗜好品）を提供した場合、その費用の実費） |                              |
| ○日用品費（１日につき）                           | １００円                         |
| ○理髪サービス                                | １回 １，６００円                    |
| ○送迎サービス（旧小田町外）                         | １kmにつき 普通車：５０円               |
|                                        | 軽リフト車：３０円                    |
| ○特別行事サービス                              | 各行事／１，０００円（新緑祭・敬老会・クリスマス忘年会） |
| ○おやつ等の提供サービス（たこ焼き、大判焼き等）               | １回 １００円                      |
| ○喫茶の日                                  | １回 ３００円                      |
| ○水分補給代（スポーツドリンク、フルーツゼリー、おやつを含む）        | １日（５０円）                      |
| ○インフルエンザワクチン接種料                        | 実 費                          |
| ○その他、利用者が選定する特別なもの                     | 実 費                          |

## 【サービス利用に当たっての注意事項】

（１）事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- ①火気の手扱いに注意するとともに、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- ②建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
- ③喧嘩、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

（２）施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めた時は、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービスの提供の中止等の措置を行うものとする。

- ①事業所の秩序を乱す行為をした者
- ②故意にこの規程等に違反した者

## 【緊急時における対応】

事業所の職員等は、サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は、本体施設の協力医療機関及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

## 【事故発生時の対応】

- (1) 事業所は、事業所のサービスの提供により事故等が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は、事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

### 【非常災害対策】

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

### 【苦情処理】

事業所は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

### 【虐待及び身体拘束防止のための措置】

- (1) 事業所は、虐待防止委員会、身体拘束検討委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従事者に周知徹底するものとする。
- (2) 虐待防止の対策として、職員への定期的な研修（年1回以上）を実施するものとする。
- (3) 虐待防止のため担当者（※）を配置することとする。

※サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者等、相談系サービスは相談支援専門員が該当。

### 【その他運営に関する重要事項】

- (1) 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

令和7年4月1日時点